

広島県告示第八百二十七号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第五十三条第一項の規定によって、介護予防短期入所生活介護に係る指定介護予防サービス事業者として次の者を指定した。

平成十九年八月二日

広島県知事 藤 田 雄 山

指定介護予防サービス事業者	名称	主たる事務所の所在地	介護予防サービス事業所	名称	所在地	指定年月日
	よつばプランニング有会社	広島市西区西十日市町一番五―一〇〇一号		仁保ショートステイよつば	広島市南区仁保三丁目四二番六号サン・ファミックスⅢ	平成一九年七月一日
	社会福祉法人福富会	東広島市福富町久芳三四一六番地		短期入所生活介護神郷の家	東広島市福富町久芳三四一六番地	平成一九年七月一日